

宿泊税導入における観光振興施策及び制度概要の素案について

1 観光振興施策の素案

(1) 本県観光の目指す姿と現状等

ア 本県観光の目標

【目指す姿】 観光が県経済の成長を支える産業の一つになる

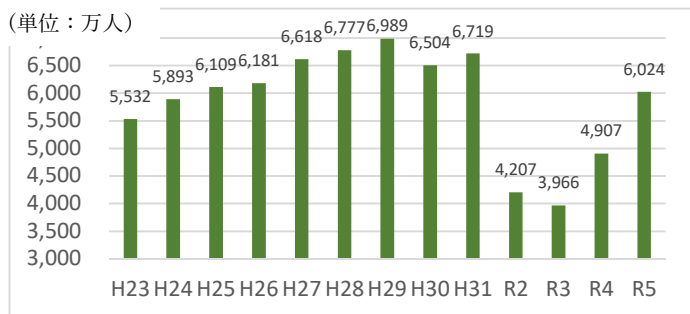


【目 標】 2030 年の観光消費額 8,000 億円の達成を目指す (2016 年から倍増)

イ 本県観光の現状 (コロナ禍前との比較)

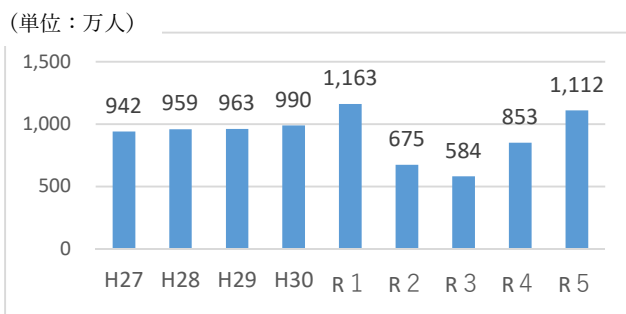
- 令和 5 年の総観光客数 (図 1)、延べ宿泊者数 (図 2)、及び外国人延べ宿泊者数 (図 3) とも、コロナ禍前の水準にほぼ戻っている。
- 観光消費額 (図 4) は、最新の令和 4 年が 3,822 億円で、コロナ禍前 (平成 31 年の 4,410 億円) の約 86.7% であり、県目標の概ね半分程度の水準にとどまっている。

【図 1 総観光客数の推移】



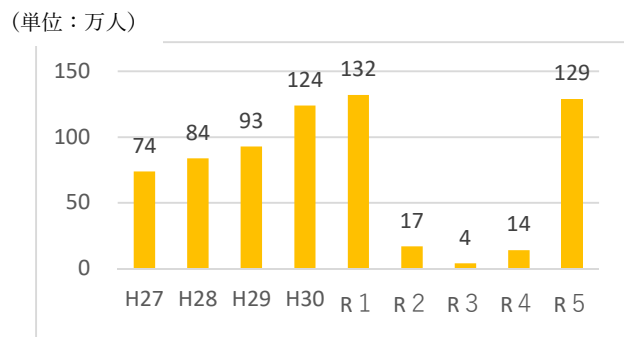
(出典: 広島県観光客数の動向)

【図 2 延べ宿泊者数の推移】



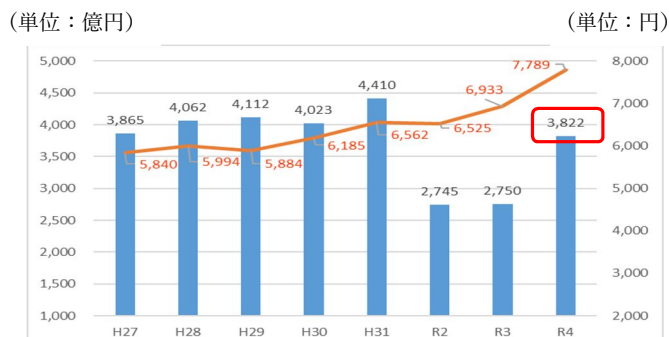
(出典: 観光庁「宿泊旅行統計調査」)

【図 3 外国人延べ宿泊者数の推移】



(出典: 観光庁「宿泊旅行統計調査」)

【図 4 観光消費額・観光消費額単価の推移】



(出典: 広島県観光客数の動向)

ウ 観光を取り巻く環境の変化等

- (ア) G7広島サミット開催に伴う広島への関心の高まり
- (イ) 観光ニーズの多様化と、オーバーツーリズムの加速
- (ウ) 観光関連産業における人手不足の顕在化
- (エ) 混雑回避やバーチャルツアーなどデジタル技術の積極的な活用が不可欠
- (オ) 持続可能な観光への関心の高まり

(2) 本県観光の課題

本県の現状や環境変化等を踏まえ、本県観光産業が将来にわたって持続的成長を実現していくには、次のような課題がある。

ア 観光消費額の増加

- (ア) 満足度の向上
 - ・ 観光客のニーズを踏まえた質の高い多彩な観光プロダクトを県内全域で開発していくことなどにより、観光客が求める楽しみ・もてなしを取り揃える必要がある。
 - ・ すべての人がストレスなく安全・安心に観光できるよう、災害・医療等の多言語対応やトイレの洋式化をはじめ、更なる受入環境整備の促進が必要である。
- (イ) リピータブルな観光地づくり
 - ・ 何度も訪れてもらえる観光地となるためには、観光客の期待値を超える満足を絶えず提供し、観光客との深い信頼関係を築く必要がある。
 - ・ 観光客の多様かつ変容するニーズに対応できるよう、ロングテールな観光プロダクト開発を進めるとともに、ターゲットに応じた効果的なプロモーションの実施が必要である。
 - ・ オーバーツーリズムが懸念される中、混雑回避ニーズの高まりや、観光客の地域住民の生活等に配慮した旅行行動への変容等を促す取組が必要となっている。
- (ウ) 消費単価の上昇
 - ・ 食・平和・ナイトタイムエコノミーなどのテーマに沿った高付加価値のプロダクト開発や、中山間地域へのアクセス向上等による県内全域周遊や滞在時間増加を促進する必要がある。

イ 持続可能な観光地づくり

- (ア) 自立的かつ継続的な観光産業の確立
 - ・ 従来施策の範囲を超えた中長期的・投資的視点での取組が必要である。
 - ・ 災害や感染症など想定外の環境変化にも対応できる産業構造の構築や観光施策の柔軟かつ機動的な運用が必要である。
- (イ) SDGsや地球環境への配慮
 - ・ 自然・文化資源の保全と観光利用の両立を図るとともに、観光産業における脱炭素・グリーンリカバリーを踏まえた受入環境の整備を促進する必要がある。
- (ウ) 人材の確保・育成
 - ・ 宿泊施設や通訳ガイドなど、観光産業を支える人材の確保や育成が急務である。
 - ・ デジタル技術等を活用した業務効率の改善や働きがいの向上などによる観光産業における働き方改革を推進する必要がある。

ウ 市町・市町DMOとの連携・相乗効果の創出

地域の課題や特徴を踏まえた取組や、モデル性の高く広域的な課題解決につながる市町等の取組を支援し、県全体での広域周遊と観光産業の底上げにつなげていく必要がある。

(3) 今後の取組に向けた視点

本県の目指す姿と目標を確実に実現していくためには、本県観光の現状と課題等を踏まえ、次の視点のもとで取組を拡充・強化することが不可欠である。

【観光振興施策の拡充・強化に向けた3つの視点】

I 世界間競争に勝ち抜くための従来の予算規模にとらわれない観光施策の重要性

- ① 本県が世界間競争に打ち勝つためには、対応できていない課題や、今後の新たな課題に対して、大幅にスケールアップした施策を早急に取り組むことが必要
- ② 特に、オーバーツーリズムが懸念される中、観光客の「満足度向上」と「リピーター獲得」に力点を置いた本県でしか得られない体験価値の提供と、利便性向上、安全安心の確保等による観光客目線に立った更なる施策が必要
- ③ また、中山間地域へのアクセス向上を図る二次交通の確保など、県内全域での周遊促進を図るための施策や、滞在時間を延長し宿泊に繋がる施策の強化も必須
- ④ 将来にわたって、本県が持続可能な観光地となるため、観光資源の保全と観光利用の両立に向けた対応が必要

II 観光産業の持続的な成長を支える土台づくり

- ① 県内の観光関連事業者の将来を見据えた挑戦に対する、その後押しとなるような中長期的・投資的視点での支援が必要
- ② 今後大幅に高まる観光需要を受けとめられるような、観光関連事業者の人材確保や生産性向上に資する継続的対策が必要
- ③ 自然災害・感染症等の想定外の環境変化に迅速に対応するため、会計年度に縛られない柔軟かつ機動的な運用が必要

III 宿泊事業者など観光関連事業者への支援

人手不足対策等や高付加価値化に向けた取組への支援等、税の導入効果が宿泊事業者など観光関連事業者に十分にもたらされる施策が必要

宿泊税による新たな取組例・拡充する取組例

新たな用途の所要概算見込額 約30億円
令和6年度当初観光費 13億円

観光立県推進基本計画の施策の柱

1 ブランド価値向上につながる魅力づくり

取組例

- ・世界的知名度を有する街道（例：ロマンチック街道）の複数年整備
- ・中山間地域での林道等を活用したマウンテンバイク専用コース整備
- ・ナイトマーケットなど常設・大規模イベント支援
- ・オーベルジュ開設支援
- ・外国人向け観光列車導入 など

既存事業

- ・観光プロダクトの開発及び開発自走化 など

2 誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備

取組例

- ・2次交通整備など中山間地域等へのアクセス向上
- ・手荷物配送システム、インタウンチェックイン拡充等
- ・DX技術を活用したストレスフリー化等支援強化
- ・ベジタリアン、ハラール対応などへの支援
- ・外国人、県外客への分かりやすい交通・案内表示整備
- ・オーバーツーリズムへの幅広い対策
- ・観光・宿泊施設等への再生可能エネルギー利活用設備やEVバス導入支援
- ・景観維持への支援 など

既存事業

- ・公的施設のおもてなしトイレ整備推進
- ・地域通訳案内士の育成 など

3 広島ファンの増加

取組例

- ・他地域との差別化を図るための『多様な平和』をテーマにした効果的なプロモーション
- ・ツーリストシップ浸透 など

既存事業

- ・HITひろしま観光大使によるキャンペーン など

4 3つの柱を支える土台づくり

○自立的・継続的な観光産業の確立

取組例

- ・宿泊施設の高付加価値化への支援や新たな宿泊施設の誘致促進
- ・観光関連事業者の生産性の向上に資するDXの導入支援 など

○人材の確保・育成、及び働き方改革の推進

取組例

- ・宿泊事業者等の人材獲得・育成に向けた支援
- ・観光施設等の経営者層等の人材育成
- ・食の魅力向上に資する料理人誘致 など

既存事業

- ・観光客ニーズやトレンドなどのデータ集積・共有に向けた取組
- ・地域DMO等への専門家派遣 など

○災害や感染症など不測の事態に備えるための収収の柔軟かつ機動的な運用

【新】5 市町等の取組

- ・地域の特長を生かした取組や課題への対応

【新】6 賦課徴収経費

- ・宿泊事業者報償金 等

2 制度概要の素案

(1) 宿泊税の制度設計における基本的な考え方

- 本県が、観光分野における世界間・地域間競争に打ち勝ち、観光を県経済の成長を支える産業の一つとしていくためには、中長期的な視点で観光施策に取り組むための、安定的かつ継続的な一定規模の財源を確保する必要がある。
- 本県の宿泊税は、こうした観光施策により提供される行政サービスの主な受益者であり（受益と負担の関係（応益性））、課税団体（県）として確実な把握が可能（公平性）である宿泊者の宿泊行為に対し、一定の負担を求めるものである。
- 具体的な宿泊税の制度設計にあたっては、こうした受益と負担の関係（応益性）や公平性に加え、分かりやすい簡素な制度といった観点に特に留意して、検討・整理を行う。

(2) 制度概要（素案）と考え方

| 区分 | 案 | 考え方 | | | | | | |
|------------------|--|---|---------------|----|-----------------|-------|------------------|-------|
| 納税義務者 | 次の宿泊施設の宿泊者 ・ホテル、旅館、簡易宿所 ・民泊（住宅宿泊事業法） | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>課税の公平性を担保するためには、課税客体（宿泊者の宿泊行為）の確実な捕捉が必要であることから、宿泊者名簿の備付や保存義務が課されている旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設への宿泊者を納税義務者とする。</u> ○ <u>観光目的以外の宿泊者も案内表示や通信環境整備などの観光施策によって一定の利益を享受していると考えられるため、宿泊目的にかかわらず全ての宿泊者を納税義務者とする。</u> | | | | | | |
| 徴収方法 | 特別徴収 ・宿泊事業者が徴収し県に納付 ・事務負担に応じ報償金を交付 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入する方法であり、先行自治体でも同様の徴収方法としている。 ○ 宿泊事業者の徴収や申告・納入に係る事務負担を考慮し、他団体と同様に、宿泊事業者に対する一定の報償金を交付する。 | | | | | | |
| 課税免除 | (調整中) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育活動として修学旅行等の学校行事に参加している児童・生徒等については、宿泊事業者等の意見を踏まえ、課税免除を行うかどうかの検討が必要である。 | | | | | | |
| 免税点 | (調整中) | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>宿泊者は宿泊料金にかかわらず一定の行政サービスを受けていること（応益性）、及び、免税点や複数税率（段階的定額制）を設定した場合、食事代など宿泊料金に含まれないものを除いた上で税額を計算する必要があり、宿泊事業者の事務の煩雑化を可能な限り抑える（簡素）ため、などの観点から宿泊料金にかかわらず、一定の税負担を求めることが望ましい。</u> | | | | | | |
| 税率 | 1人1泊につき、 ・免税点等なしの場合 一律 200 円 ・仮に、免税点等ありの場合 一律 200 円 + α | <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光振興施策に必要な財源見合い（概算事業費 30 億円程度/年〔2030 年目標 1,500 万人×200 円〕〔2023 年実績 1,112 万人×200 円=22 億円〕）を確保しつつ、納税義務者にとって過重な負担ではないと考えられる。 ○ 宿泊サイトの料金別シェアによると、段階的定額制を採用しても、高額価格帯の宿泊施設は僅少であり税収は大きく変わらない。 <p>【参考】段階的定額制の一例のイメージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率区分（一人一泊につき）</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊料金 10,000 円未満</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料金 10,000 円以上※</td> <td>300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※10,000 円を超える料金シェアは 16%であり、税収試算では約 31 億円程度となるため大きく変わらない。</p> | 税率区分（一人一泊につき） | 税率 | 宿泊料金 10,000 円未満 | 200 円 | 宿泊料金 10,000 円以上※ | 300 円 |
| 税率区分（一人一泊につき） | 税率 | | | | | | | |
| 宿泊料金 10,000 円未満 | 200 円 | | | | | | | |
| 宿泊料金 10,000 円以上※ | 300 円 | | | | | | | |

| 区分 | 案 | 考え方 |
|------|--------------------|--|
| 基金 | 設置し、年度を越えた執行を可能とする | ○ <u>災害等の緊急時対応や、将来の新たな観光需要や社会情勢の変化に備えた年度を越えた柔軟な利用（予算充当）が必要である。</u> |
| 市町配分 | 交付金等の創設 | ○ 本県の観光消費額を増加させ、観光を県経済を支える産業の一つとしていくためには、県内全域への周遊促進や滞在時間の延長などを図っていくことが重要であり、そうした取組を行うことで、広島市をはじめとする主要な観光地においても、さらなる観光消費額の増加等につながっていくものである。また、こうした施策を推進していくに当たっては、各市町の単独の取組だけではなく、本県が県内各市町と連携し、広域的な視点から計画的かつ一体的に取組を進めていく必要がある。こうしたことから、 <u>宿泊税を県や市町がそれぞれ徴収するのではなく、県がまとめて徴収し、市町との役割分担も踏まえながら、市町の取組にも税収の一部を充当する必要がある。</u> |

(3) 今後の対応

現在、市町、観光関連事業者に対し、宿泊税の使途、制度案について、課題や意見等を聴取しているところであり、今後、その結果なども踏まえながら、この素案を整理していく。